（法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める額）

第八十三条の三　法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める額は、算定基礎賃金日額からみなし賃金日額を減じて得た額に同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて雇用された六箇月間のうち賃金の支払の基礎となつた日数を乗じて得た額とする。

（就業促進定着手当の支給申請手続）

第八十三条の四　受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者のうち同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六箇月間以上雇用される者であつて、第八十三条の二に規定する者に対する就業促進手当（以下「就業促進定着手当」という。）の支給を受けようとするときは、就業促進定着手当支給申請書（様式第二十九号の二の二）に、次の各号に掲げる書類及び受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一　賃金台帳その他の同一事業主の適用事業に雇用され、その職業に就いた日から六箇月間に支払われた賃金の額を証明することができる書類

二　出勤簿その他の同一事業主の適用事業に雇用され、その職業に就いた日から六箇月間のうち賃金の支払の基礎となつた日数を証明することができる書類

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第四項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

3　第一項の規定による就業促進定着手当支給申請書の提出は、同一事業主の適用事業に雇用され、その職業に就いた日から起算して六箇月目に当たる日の翌日から起算して二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4　第二十一条第一項ただし書の規定は第一項の場合に、第十七条の二第四項及び第五項の規定は前項ただし書の場合における提出について準用する。

（就業促進定着手当の支給）

第八十三条の五　管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対する就業促進定着手当の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に就業促進定着手当を支給するものとする。

第八十五条の三中「第三十四条各号」を「第三十五条各号」に改める。

第八十五条の四中「第三十五条各号」を「第三十六条各号」に改める。

第百一条の二中「第四十四条第一項、第四十五条」を「第四十四条、第四十五条第一項」に改める。

第百一条の二の二第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「当該教育訓練」を「第百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練」に、「第百一条の二の四」を「第百一条の二の六」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練又は同条第二号に規定する専門実践教育訓練のいずれであるかの別

第百一条の二の十中「第四十五条」を「第四十四条」に改め、「除く。」の下に「、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条及び第五十四条」を加え、「準用する。」の下に「ただし、一般教育訓練にあつては、第四十九条、第五十条及び第五十四条の規定は、準用しない。」を加え、「この場合において、同条中」を「この条本文の場合において、これらの規定中」に改め、「受ける者」と」の下に「、「受給資格者証」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」と、「氏名又は住所若しくは居所」とあるのは「氏名、住所若しくは居所又は電話番号」と、「氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届（様式第二十号）に、住所又は居所を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者氏名変更届（様式第三十三号の二の六）に、住所又は居所を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者住所変更届（様式第三十三号の二の六）に、電話番号を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者電話番号変更届（様式第三十三号の二の六）と」を加え、同条を第百一条の二の十五とする。

第百一条の二の九の見出し中「教育訓練給付金」を「一般教育訓練に係る教育訓練給付金」に改め、同条中「法第六十条の二第一項各号に掲げる者」を「教育訓練給付対象者」に改め、「に対する」の下に「一般教育訓練に係る」を加え、同条を第百一条の二の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給）

第百一条の二の十四　管轄公共職業安定所の長は、第百一条の二の七第二号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に、当該支給申請に係る支給単位期間について教育訓練給付金を支給するものとする。

2　第百一条の二の七第三号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に、全支給単位期間分の教育訓練給付金の額から既に支給を受けた当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の額を減じて得た額を基礎として、厚生労働大臣の定める方法により算定して得た額を支給するものとする。

第百一条の二の八の見出し中「教育訓練給付金」を「一般教育訓練に係る教育訓練給付金」に改め、同条第一項中「法第六十条の二第一項各号に掲げる者は、」を「法第六十条の二第一項各号に規定する教育訓練給付対象者（以下「教育訓練給付対象者」という。）は、一般教育訓練に係る」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　一般教育訓練修了証明書

第百一条の二の八第一項第二号中「教育訓練の」を「一般教育訓練の」に、「第百一条の二の四」を「第百一条の二の六」に改め、同条第二項中「法第六十条の二第一項各号に掲げる者」を「教育訓練給付対象者」に改め、同条第三項中「教育訓練を」を「一般教育訓練を」に改め、同条を第百一条の二の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続）

第百一条の二の十二　教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者（以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」という。）は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一　キャリア・コンサルタント（キャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。以下同じ。）を行う者であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。）が、当該専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリア・コンサルティングを踏まえて記載した書面（専門実践教育訓練受講予定者を雇用する適用事業の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認した場合は、その旨を証明する書面）

二　運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類

三　その他厚生労働大臣が定める書類

2　前項の規定による教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の提出は、当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前までにしなければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。